鹿児島市立ふるさと考古歴史館植栽管理業務委託仕様書

１　一般事項

　① この仕様書は、鹿児島市立ふるさと考古歴史館植栽管理業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

　② 本業務の施行時期は、別添管理工程表のとおりとする。

　③　受注者は、作業にあたり、労働安全衛生法等諸法令及び諸法規を遵守すること。

　④　受注者は、人身事故、災害又は、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について遅滞なく係員に報告すること。もし、第三者及び従事者に損害が生じたときは、受注者の負担によって、これを補償すること。

２　高木剪定

　①　剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うこと。

　②　剪定方法には、枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれの樹種、形状、及び剪定の種類に応じて、最も適切な方法により行うこと。

　③　樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。

　④　花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。

　⑤　剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理するとともに樹木周辺をきれいに清掃すること。

　⑥　剪定を行う上で必要な場合は、高所作業車を使用し作業を行うこと。

３　中低木刈込等

　①　枝の密生した箇所は、中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周緑の小枝を輪郭線を作りながら刈込むこと。

　②　花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。

1. 低木施肥は普通化成肥料を㎡当たり４０㌘散布する。

　④　ボックスウッドの害虫駆除として、４回以上薬剤を散布すること。

４　除草

　①　高木、中木根元、生垣周辺及び寄植内の除草を行うものとし、既存樹木を傷めないよう除草器具などを用いて、根ごと取除く。特にヨモギ、カヤ等は、根ごと取除き切断などないように十分注意すること。また、落葉、小石、空缶等は、掻き集めて取り除くこと。

　②　高木、中木根元、生垣周辺及び寄植内に刈込んだ芝は、かま等を用いて切断し、除去すること。

　③　抜取った雑草は、速やかに処理するとともに除草跡は、きれいに清掃すること。

５　芝生管理

　(1)　刈込み

　　①　芝生内にある石、空き缶等障害物は、あらかじめ取り除くこと。

1. 芝生内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈り残しのないように均

一に刈り込むこと。

　　③　刈り込み高さは、係員と協議すること。

　　④　樹木の根際、棚類のまわりなど機械刈りの不適当又は不能な場所は手刈りとする。

⑤　縁切りは、寄植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植えにあっては、現状の

位置において垂直に切り込みせん除すること。なお、縁石上に侵入してきた芝は、縁石

の内側で垂直に切り込みせん除すること。

　　⑥　芝刈機は、原則として芝刈Ａはリールモア、芝刈Ｂはロータリーモアを使用すること。

　　⑦　刈り取った芝は、すみやかに処理するとともに刈り跡は、きれいに清掃すること。

　(2)　施　　肥

　　①　所定の施肥量（㎡当たり　普通化成肥料４０㌘）を芝生面にむらのないように、均一に散布すること。なお、散布回数、散布量は受注者の判断によって散布してよいが、年間の使用料を下回らないようにすること。

６　その他

　　①　委託料の請求書には、各管理項目別に作業写真（作業前、作業中、作業後等）を添付すること。

　　②　受託者は、別紙業務範囲内の樹木、芝生については適時目視点検をし、異常があれば、その都度発注者へ報告し対応について協議するものとする。

　③　その他係員の指示に従うこと。